		設置場所が第三地域の区域内にあるもの	三万九千九百円
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの	二万千円
	使用する電波の周波数の幅が四百キロヘルツを超え三メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	八十六万四千三百円
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの	四十三万八千円
		設置場所が第三地域の区域内にあるもの	九万六千八百円
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの	三万九千九百円
	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	千二百八十万四千百円
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの	六百四十万七千七百円
		設置場所が第三地域の区域内にあるもの	百二十九万七百円
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの	四十三万八千円
多重放送の業務の用に供するもの			三万八千百円
放送の業務の用に供するもの以外のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		三万八千百円
	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	三百十三万千四百円
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの	百五十七万千五百円
		設置場所が第三地域の区域内にあるもの	三十二万三千五百円

		設置場所が第四地域の区域内にあるもの	十一万五千五百円
	使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超え三百メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	一億百七十一万九千二百円
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの	五千八十六万五千三百円
		設置場所が第三地域の区域内にあるもの	千二十万三千百円
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの	三百四十四万三千四百円
	使用する電波の周波数の幅が三百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	二億五千百四十七万三千円
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの	一億二千五百七十四万二千三百円
		設置場所が第三地域の区域内にあるもの	二千五百十七万八千五百円
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの	八百四十三万五千百円
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの			二万千円

備考

一　この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。

二　この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。

三　この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県の区域（第四地域を除く。）をいう。

四　この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く。）をいう。

五　この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。

六　この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。